

経営Q&A

回答者

株式会社日本財産コンサルタンツ

代表取締役社長 和田 壮司

事業承継対策のポイントと具体的手法

～ 円滑な事業承継を実現するために必要な対策 ～

第4回：『資産』の承継対策ポイント

Question

【相談者：金型部品製造事業 従業員15名 代表取締役HK氏 65歳】

当社は、約35年前に創業した自動車部品・機械部品の金型を製造する事業を営む会社です。社内に息子が一人おり、事業承継を検討しようと思っています。妻の為に今後も安心した生活環境を整えるとともに、後継者の息子には自社株式を集約させたいのですが、娘も2人いるため、しっかり相続対策も検討しながら、事業承継を進めたいと思っています。相続税対策や納税資金確保の方法とともに、事業を円滑に引き継ぐためのポイントを教えてください。

Answer

事業承継には、株式等を引継ぐ『資産』の承継と、経営理念や経営計画、経営実務を引継ぐ『経営』の承継という2つの側面があります。ご質問の相続にかかる承継対策としては、事業承継に向けて策定する事業承継計画において把握する承継上・相続上の課題やリスクを考慮して、①相続財産（自社株式含む）の承継対策、②相続税・贈与税対策、③納税資金対策など、具体的な『資産』についての承継対策を検討していきます。

まず、相続財産の承継対策のポイントは、自社株式の円滑な引継ぎによる経営権の確保と、相続人に対する財産権の適切な配分です。次に、相続税・贈与税対策のポイントは、自社株式やその他相続財産の評価方法の把握と株価にかかる検討です。最後に、納税資金対策や事業承継にかかる中小企業の総合的支援策のポイントは、相続発生前後の資金確保策の検討、中小企業経営承継円滑化法の活用による遺留分についての民法の特例措置、相続税や贈与税の納税猶予制度及び資金融資制度の利用です。

今回は、『資産』の承継対策のポイントを解説します。

1. 『資産』の承継のポイント

『資産』の承継では、自社株式や相続財産（現経営者の自社株式以外の個人資産や債務）に関して現状分析を行い、自社株式に関する承継上・相続上の課題やリスクを把握する必要があります。そして、第3回で解説した『経営』の承継における現状分析とともに、事業承継方針や後継者を確定した後、上述した課題やリスクを踏まえて、①相続財産の承継対策（自社株式含む）、②相続税・贈与税対策、③納税資金対策などの、具体的な『資産』についての承継対策を検討します。

今回は、相続税・贈与税対策や納税資金対策を行いながら、後継者が現経営者から自社株式やその他の相続財産を引き継ぎ、オーナー企業として経営権を確保するとともに、相続が、いわゆる“争続”にならないような方法で財産権を承継するための『資産』の承継対策について解説をしていきます。

2. 相続財産（自社株式含む）の承継対策のポイント

(1) 自社株式の承継対策

自社株式の承継対策の目的は、現経営者の死後も後継者が円滑に経営を遂行できるように議決権のある株式を後継者に集中すること、すなわち後継者の経営権の確保です。親族内・親族外承継か M&A かなど、事業承継の方針が確定していることが前提であり、親族内承継の場合には、経営権確保のために株式を集中させる必要があります。

経営権として特に必要な権利は、株主総会の議決権です。発行済み株式総数の3分の1超を保有している場合には、定款変更や合併といった、組織にとって重要な意思決定を否決することができます。また、過半数を保有している場合には、取締役の選任や解任、役員報酬の承認ができ、3分の2以上保有している場合は、組織変更や定款変更、監査役の解任や、自己株式取得、譲渡制限株式を取得した相続人等への売渡請求が可能となります。したがって、株式や株主が分散することは、少数株主による経営介入の可能性が高まることとなります。

経営権を確保する方法には、既存株式を集約する方法や友好株主を組成する方法、新規株式を発行する方法があります。既存株式を集約する方法とは、現経営者や後継者が売買や贈与により任意で取得する方法や、会社が株主との合意に基づき任意で買い取る方法、会社が相続人等に対して相続した自社株式を会社へ売り渡すよう請求し強制的に買い取る方法です。また、友好株主を組成する方法とは、従業員持株会や中小企業投資育成株式会社に株式を引き受けてもらうなど、現経営者に友好的な関係を保つ株主を作る方法です。そして、新規株式を発行する方法とは、普通株式を発行して後継者へ割り当てる方法と配当優先・議決権制限株式を発行する方法です。

経営権の確保をより確実にするためにも、現経営者は生存中に贈与や売買によって、議決権のある株式を自身、または後継者に集約しておく必要があります。

(2) その他相続財産の承継対策

現行民法では、子は相続人として長幼男女の別なく平等に取り扱われるという「均分相続」

が前提となります。そのため、相続が“争続”とならないように、現経営者は生存中に個人の資産や負債を整理して財産目録を作成し、各相続人の財産権を侵害しない範囲で、相続財産の分割方針を検討しておくか、遺言書を作成しておく必要があります。

相続財産の分割方針としては、配偶者に対しては老後生活の安定を優先的に検討する必要があるため、自宅や金融資産を中心に配分し、後継者に対しては自社株式を主とする事業用資産、後継者以外の相続人には現預金・上場株式、その他不動産などを配分することが考えられます。また、二次相続を想定して、将来値上がりの予想される財産は子供へ、値上がりが見込まれない財産は配偶者へ配分する考え方もあります。

3. 相続税・贈与税対策のポイント

(1) 自社株式の評価にかかる対策

相続や贈与が起きた場合には、その財産の時価に対して相続税や贈与税が課税されます。また、親族間で株式の売買を行う際に、時価と著しく乖離した金額で取引が行われた場合には、時価との差額について課税されることもあります。

非上場株式は、上場株式のように市場での取引相場がないため、時価の算定は税法に定められた方法によって行うことになります。まず、非上場株式の株価は、相続や贈与によって株式を取得した株主が、その株式を発行した会社の経営支配力を持っている同族株主か、それ以外の株主等かによって異なります。前者の取引については原則的評価方式、後者の取引については特例的評価方式（配当還元方式）が用いられます。

このうち、原則的評価方式は、「類似業種比準方式」と「純資産価額方式」の2つの評価額を用いて評価します。

「類似業種比準方式」とは、同業種の上場企業の配当・利益・純資産の3つの指標を基準とし、これと評価会社の対応する数値を比較して、株価を算定する方式です。

一方、「純資産価額方式」とは、相続や贈与の時期において評価会社を解散したと仮定し、会社の資産・負債を時価評価（相続税評価）した純資産額を株式の評価額とする方式です。

そして、株式の評価額は、会社の規模（従業員数、純資産価額、取引金額）を大会社から小会社までに分類し、それぞれの会社の規模により、類似業種比準価額と純資産価額を組み合わせることで計算します。会社の規模が大きくなるほど、類似業種比準価額の加重が増加します。会社の分類や評価方法等については、専門家にご確認ください。

会社の比準要素（配当、利益、純資産額）のうち、いずれか2つの項目の金額が0円（マイナスの場合を含む）の場合、株式保有特定会社、土地保有特定会社、開業3年未満の会社、開業前または休業中の会社、精算中の会社は、原則として純資産価額により評価することになります。

なお、特例的評価方式（配当還元方式）とは、同族株主以外の少数株主等が取得した株式について、会社の規模に関わらず過去2年間の配当金額を一定の利率で還元して評価する方式です。

(2) 自社株式の株価にかかる対策

非上場株式の評価は、配当・利益・純資産の3要素が影響を与えることから、株価の対策として以下のようなことが考えられます。

遊休資産の売却や不良在庫の処分、滞留債権の整理を行うことによって、利益の減少や資産が圧縮されます。設備の増設や更新、工場・社屋の建替え、支店・営業所の新設や廃止等を行い、利益の減少を図ることも可能です。また、現経営者の役員退職金支給、生命保険の保険料支払、オペレーティングリースのリース料支払、減価償却費の増加が見込める中古設備の取得によって利益を圧縮することや、高収益部門を別会社とすることも考えられます。そして、株主とのコミュニケーションや根回しが必要となりますが、配当金を低く抑えることで株価は下がります。特別配当や記念配当を利用して株主と良好な関係を築きながら、自社株式株価の対策を検討しましょう。

(3) その他相続財産の評価にかかる対策

自社株式以外の相続財産の評価にかかる対策は次のとおりです。

まず、現金を不動産に換えた場合、相続や贈与の際に、土地については時価（地価公示価格）の約80%程度の路線価評価となり、建物については建設費の約60%程度の固定資産税評価となります。そして当該建物を貸し付けた場合には、土地については貸家建付地として更に約80%程度の評価額となり、建物については更に約70%程度の評価額となります。さらに、当該土地が小規模宅地等の特例の要件に該当する場合には、居住用部分については20%、貸家部分については50%の評価額とすることになります。

また、生命保険金や退職金の非課税枠（法定相続人一人500万円）の利用や、現経営者が死亡時に遺族が受け取る弔慰金の非課税枠（業務上死亡時は役員報酬3年分相当額、その他死亡時は半年分相当額）の利用も考えられます。

加えて、不動産管理会社を設立して、個人所有の不動産を法人に所有させる方法や、現経営者が自社へ個人貸付がある場合に資本金へ振り返る方法があります。この場合、当該法人の株式が相続財産となり、当該法人の業績や自社株式の評価方法次第では相続税・贈与税対策として考えられます。

4. 納税資金対策

相続財産を円滑に承継しつつ、納税資金財源を確保するためには、まず、財産目録を確認して相続税額を算出するとともに、換金性の高い資産の有無を把握しておくことが重要です。現金預金だけで相続税納付予定額を納付できない場合には、その他の財産を換金して納付する必要が生じるためです。そのため、相続発生前の対策としては、将来の納税原資とするために後継者に役員報酬等を支払うことや、現経営者に退職金を支払うことで相続発生時の納税財源を確保しておくことが考えられます。加えて、会社が生命保険に加入し、現経営者の退職に備えて資金を準備しておくことも必要です。

一方、相続発生後は、相続した自社株式の一部を会社に売却（株主総会特別決議が必要）する方

法や、個人名義の事業用資産を会社に売却して納税資金を確保することが考えられます。

5. 中小企業の親族内承継に対する総合的支援策について

事業承継対策は、税務面だけでなく、法務面、資金面、経営面等の各種対策を組み合わせる必要があるため、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下、「円滑化法」）が制定されました。

円滑化法では、3年以上継続して事業を行っている非上場の中小企業を対象として、後継者に経営権を確保させるため、自社株式を後継者に生前贈与した場合に生じる相続時の遺産分割にかかる遺留分について、民法に特例措置（2つ）が設けられました。1つは、自社株式の分散を未然に防止するため、後継者に生前贈与した株式を遺留分の対象から除外する（除外合意）措置、もう一つは、後継者の経営意欲が阻害されないように、生前贈与後に予め合意した時点での評価を固定する（固定合意）措置です。なお、当該評価額については、公認会計士、税理士、弁護士などによる証明が必要です。

また、円滑な事業承継を支援するために、相続税や贈与税について税制の特例（納税猶予制度）が設けられました。相続税については、現経営者の相続又は遺贈によって後継者が取得した自社株式の80%部分の納税が猶予され、贈与税については、現経営者から贈与によって取得した自社株式（発行済議決権株式総数の3分の2が上限）にかかる納税が猶予されます。

さらに、後継者が自社株式や事業用資産を買い取るための資金や納税資金を確保するため、日本政策金融公庫法の特例と中小企業信用保険法の特例による資金融資制度が設けられています。

【参考文献・資料】

みずほ総合研究所編者 『オーナー社長と後継者のための事業承継入門』

TOMA コンサルタンツグループ著者 『ヒト・モノ・コトを次代へつなぐ 事業承継の教科書』

《執筆者紹介》

和田壮司 / Takeshi Wada

公認会計士、税理士、行政書士、経営学修士（慶応ビジネススクール MBA）

株式会社 日本財産コンサルタンツ 代表取締役（<http://nzc.co.jp/>）

行政書士法人 日本財産コンサルタンツ 代表

株式会社 audience 代表取締役（<http://www.audinet.co.jp/>）

税理士法人 audience 代表

ドリームゲートアドバイザー（http://profile.dreamgate.gr.jp/pr_user_advisor_search/search）

中央青山監査法人（現、新日本有限責任監査法人）にて、上場企業会計監査、内部統制監査、上場準備サポートに従事した後、PwC アドバイザリー株式会社（現、プライスウォーターハウスクーパース株式会社）や株式会社 KPMG FAS にて、事業再生・金融機関交渉・M&A アドバイザリー業務に従事。また、ベンチャー企業に役員として参画し、財務・管理会計の基礎、規程等の作成、内部統制や資金繰り管理など内部管理体制構築に携わる。

2012 年に株式会社日本財産コンサルタンツ（不動産コンサルティングを柱としたコンサルティング会社）の代表取締役就任と同時に、株式会社 audience（クラウドソーシング型アドバイザー会社）を設立。その後も、行政書士法人、税理士法人を設立するなど創業・事業拡大・事業再生・事業承継など企業の各ステージをワンストップでサポートする職業専門家集団を運営する。その他、複数社の顧問や上場会社の社外取締役を務める。



日本政策金融公庫
国民生活事業